

地方公共団体情報システム標準化基本方針に関する意見

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条第4項の規定に基づき、基本方針について、下記の通り意見を申し上げます。

記

1. 総論

基幹業務システムの統一・標準化への取組については、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期が様々であり、取り巻く課題もそれぞれあることから、それらの解決を現場や自治体任せにすることなく、都市自治体の意見を丁寧に聴き、地域の実情や懸念に真摯に寄り添った支援を講じること。

また、すべての都市自治体が安全かつ円滑に移行できるよう、的確なスケジュールのもとに、情報提供やきめ細かなフォローアップを行うこと。

2. 移行スケジュール等について

令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムである「特定移行支援システム」については、概ね5年以内に移行できるよう国が積極的に支援することとしている。住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行するため、都市自治体の実情を踏まえた方針として理解するが、引き続き、都市自治体の推進体制や進捗状況等を踏まえ、適切に「特定移行支援システム」への認定や必要な支援を行うとともに、期間内において早期に移行することについての促進策やメリットも示すこと。

また、一部の機能について、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとされているが、既に移行作業を進めている都市自治体に混乱が生じることのないよう、該当する機能の具体的な例示も含め、早急に詳細を示すこと。

3. 移行経費について

システム移行に係る経費を補助するデジタル基盤改革支援基金の設置年限については、5年延長を目途に検討することとされているが、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行するため、都市自治体の実情を十分

良く把握し、全額国費により必要額を確実に措置すること。

4. 運用経費について

ガバメントクラウドの利用料等の運用経費については、多くの自治体が増大を懸念していることから、大口割引・長期継続割引の適用などを通じた低廉化の取組や、最適化への支援などを徹底し、先行事例や既にクラウドで運用している地方自治体の実証分析等を踏まえ、都市自治体の意見を丁寧に聴きながら、地方自治体の負担増とならないようにするとともに、運用経費について、適切な財政支援措置を確実に講じること。

5. ガバメントクラウドのセキュリティ対策・障害対応について

ガバメントクラウドの管理・運用について、適切なクラウド運用の体制を構築し、障害を未然に防止するとともに、障害発生時に早急に復旧できるように適切に措置すること。

また、セキュリティ体制の確保に努め、住民サービスへの不利益が生じないよう万全の対策を講じるとともに、自治体の責任において実施するセキュリティ対策や障害対応についても、関係者が複数にわたるなどのガバメントクラウド利用の特性にかんがみ、とりわけ移行の過渡期に混乱が生じないように、その適切な実施のため、財政支援を含め十分な支援を行うこと。

6. 標準仕様書の改定について

標準仕様書の改定時期については、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前とされているが、これを遵守・徹底するとともに、これが困難な場合であっても、各制度の対応を行う都市自治体への影響を実情に応じて十分確認し、過度な負担が生じないようにすること。

令和6年12月11日

全 国 市 長 会